成形圖説

農事部

十二

内閣文庫
和書 類
二九四三八 號
三〇 冊
一九六 函
一八 架

内閣文庫

番號	和	29438
冊數	30	(12)
函號	196	96

国立公文書館
National Archives of Japan

成形圖説巻之廿二

目録

水剳 附 皇潦

堤防

堰埭

柴柵

石籠

楲杙 附 楗

陂塘

瓦竇 附 架槽

内一一一二〇號

堀氏文庫

閣 79

閘門(井ビ)
桔槔(カナツナ井)
筒車(ミツグルマ)
水碓(ミツウス)
水平(ミツハカリ)
水則(ミヅウツリ)

附 水斗(ミツヲケ)
附 恒升車(コウシヤウシヤ)
附 槽碓(フネツキ)

成形圖説巻之十二

農事部 水利類

内一一二〇號

水(ミツ)乃久保佐 書紀○凡植物の類を土(トコロ)宜に無(カナ)ふことを久佐保乃辭あるは地に利あることいふに似たり

水利 杜氏通典○沿革云井田癈溝澮埋ハ水利所(ヨ)以作(ル)也本起(ニ)於魏(ノ)李悝(リ)

蕃名アーンホウデイングテル・ワアトル 以上水利

ドローグテ 旱 ワアテリング 潦

水利とハ汎(ヒロ)く水土乃便利よろしきを持ていふなりとなり 太平十二策に田夫助扞の方ハまづ水利を助て其害を扞くにあり水利あれば水害あり火に火食あれば火災あり よく利を助導(キ)て田畝を耔き堤塘を設て水害を扞ぐ何事にも火を改め薪炭の法ありて火害を防ぎ火禁を厳にして火災を扞(へ)ぐの類なり 凡水乃地中にある八日の天に霖(カル)るに

ごとく天より降る水を雨といふハ天水(アマミヅ)の類(タグヒ)なるを
且周易万葉にハ雨を天津水(アマツミヅ)といへり又大洋海にハ雨ふ
らざる所ありといふされバ天日の光ハ六合に照(テリ)渡
るといへども四方の国に中ハ寒暖の差(チガヒ)あるがごとく
大海の水ハ地を環(メグ)りて壌(ツチ)より気(キ)こもれども地に
高ひ燥湿の差ありて数(オホクノ)ハ高卿に泉なく山上にハ停まる
河内金剛山ハ七千五町乃西に山ありて東に陽城ヶ(ヒ)峯(ミネ)
山上にも毛田あるといへり
水ありて人なるハいふに及ばず草木鳥獣といへども悉(コトゴト)く
清天日の御(ミ)蔭に照されて生育(ソダチ)ぬることなれば情(ココロ)なき
草木(キクサ)にいたるまで天日に向ざるハなしたとへば水土を相(ミル)

ことは天日をえあてとゞまるべきことなり謹按に火水
ハ天地の神物日月の霊氣なり凡有生の属此二ツの元氣
に由て形生を被り故に人畜より以下情の金石草木に
いたるまで火水の二に随(シタガ)ふときは壊滅変化してこれに
帰すれば是現在の證明まで火と水とを以て土木金と称
するハ異邦の説にして草木の植生ハ土金ともに同じく
らは説や陰陽乃名目のおこり又五行とあひ其五行といへ
ふに水火をとりて木金土を配し或ハ其他(ホカ)の名義に
附会なりハ我 邦のむかしハ知ることなり凡天を熱(アヤミ)
ましき中に土と地を紙ふに中て日とひの霊(タヒ)に異(アヤシキ)と名

て日水（カミ）と稱（モヲ）す夫レ大祖（オホミオヤ）ハ日神にして月讀尊（ツクヨミノミコト）ハ滄海（アヲウナハラ）を
治（シラス）とあるまてを哉邦火水の二を靈とせるものなら
而し以為（オモヘラク）日と水の徳によりて人間生出（イキイヅ）世の萬類人と
なりてあるものもなり陰陽といふものありて水火ある
ものあるを唯一乃日あり一乃月ありて火水の徳（イキホヒ）をあらせ
り故に天と地との間に行るゝ空氣ハ日より月につゝきて潮見
し海水の満潮ハ月よりつゝきて潮汐あり海瀆て大水（オホミ）となる
この二乃氣息相包（サヽ）へ合ひより人間出生し禽獣虫魚金石
草木一切の萬物まて出生するものといふに及ぶ須臾も
忽火と水とハ形氣ありて渾融なく生（イキイキ）とゝ保とその為れ

え隨（コヽ）に有（ア）り隨（コヽ）に亡（ナ）し形體を備て動（ハタラキ）あるものハ此二
の氣をもつていのちをつなくものなれハ二の氣絶れハ
死する時なり人を一小天地といふハ男女を并（アハセ）ていふ
べしかるに別て分ていハ天地と肖（ニ）たるといへり天竺ハ地
水火風を四大とし竟に皆空となしハ其理なり和蘭ハ
水火氣土を四大元行となして氣といへるハまさに天
文の事に違へるものなり凡そもてしと火より生
するといふことを詳に蘭華語に記あり いつれも記せ
されハ暑しぬるハ水土といつてもと根本ハ一の天日にあ
るなりとゆゑ始く家に附出せりいつれにも現世の上に

て黙察に便きはかなしむやさて天日に出て生くの澁
ある八即水なきハ地におひてハ五土ともいふるに其
地にしたがひて所の民の便にもなして樹藝の施(ホトコサ)
もざるゆゑ何れもの膏壌(コエツチ)なりとも瘠地(ヤセチ)に劣れること
なりかく此所を深く汁を鑿(ホリ)きて水をひきて村落(ムラサト)を仕立(シタツ)
る工夫あるべし万葉集に大君ハ神にしませば赤駒の
〻川荒山中に海をなしともに流めるを民の水利を得
させ給ふハ大池を堀らせ給ひ世に永く恩澤を被りける
は民を愍と仰きなりて天皇ハ実に現神(アラヒトカミ)にも渡しませ
はその大山中にも此の池となしおかるぬと称しなり

畧鮮に曰是御猟の時乃反寄とハ吟うたを寄せし時
しやの寄までおのに端書ありしが落失しなるべし其の
考ふに河又なハ石に由てあるもの多れも赤石の沙礫(サヾレ)
らうきめ
なと交る所ハ出水なしとも天水を保ち温氣を帯ておほ
のづから滋潤の氣ありいふなもしてよくを引き水田と
なさば上腴の美稼を得べし素(モト)より水源もあり地利も
よろしき所なきハ何れいろひも及びし水利なき所も
天日にさらきへ更べき地なるハ人力を盡さんにいかな
る高原(タカハラ)曠野(アラノ)なりとも民をうつし田を營業(イトナムワザ)を行(オコナ)はさし
とるを色りし次第は夏の物盛に草木みどりなれは炎氣
の照徹(テリトホリ)て空氣の潤をうけなり梅雨(サミダレ)乃後土地を殊にう熱

ほいぬる上に天日の火氣みちかりに照り通(トホ)りぬれハ
おのづと蒸(ムシ)たつるを以てそ火乃温煦(アタヽメ)なるあれハ物生し
やすしされも北より南ハ人間も多く出生し後世も地
亘につきて穀も殖(フユル)ゆゑ水土の利常に暖地へ偏(カタヨリ)て寒土
に弱めされに水氣を常に北にありて稲種を播(ウル)に苦
米実のりよく味もよく適り故に人の氣質も北方ハ強く
南方ハ弱し 凡南北の一偏(カタヨリ)陰雲ハ強柔共に偏(カタヨリ)より生ずれハ當今海内大に開ケ人跡およさる地もな
く今の蝦夷人なとを見て日本も上古ハ貧朴なれハ彼のごとくなりしなるめと私に度り想ふハ冰炭と
ふきるの誤なり某未さへ北の土によりて是非(カタ)なるに日本中土と蝦夷の偏土と何ぞ人物とくらべんもの
いふゑきを只其異物などハ適(タマ/\)南島今清王の遊乃地北地夷に古の遺制傳る事ハありけり

に都せしも一ハ北虜を禦(オサヘ)るの遠慮にして南方ハ謀(ハカル)に
足ざるにあり是ゟ大都會此地ハ北方に建ぬれハ南方
へ財散せしも朔(キタ)方に武器多く備安きやうの為なりと
いへり○山堂肆考云三代以上天運主於西北故戸口莫
盛於西北舜禹分天下爲十二州淮漢以北居其九淮漢以
南居其三周公分天下爲九州淮漢以北居其七淮漢以南
居其二三代以下天運主於東南故戸口莫盛于東南西漢
元始當天下十之一東漢建安當天下十之二西晉太康當
天下十之三唐開元當天下十之四宋元豐當天下十之五
是蓋主運に因て論ぜし歟 本邦の往昔を考ふれは天

孫西州に都し　神武中州を建たまひてより華夏の盛なる
殆二千五百歳而後人衆の富庶今の東武の如なるを
以て蓋天運西して復東するならこと臣謹之を按に始
崇神帝皇長子在之を豊城命とすれ尚武の象ある
を以東國を統治させたまふ王孫彦狹王　景行御運東山十五
國の都督に拜たまひ百姓王を慕ふこと父母のごとく王
子諸別王克先業を受たまひ蝦夷自来て地を献れ豊城命
の後蕃衍東國の人多くは王より出自にして德禽獸に學し政
兆民に得られ将是および東國一方の主君となれ後
世風雲の會に乗し大將軍に任まれ人盡東国の君に非

さだめなし始め日本武尊大に嘗て東夷を征伐し豊城命右
武の輝を執て皆東方を從む隣風浸漸に東る處なる故
あるを知ざきなり抑文地勢の天窩に出るを〇水土
此理をもつてその八方地此足されにあらもて天武の営み
らさるを業とし一國一郡に就ても都會をなれば人聚る
其地ハかならず水利あるをかくなり水利あるほど居宅稠しく
廬ゆゑ耕種せんとすれども白地を得て水利あらずとも
民居なき地ハ自然に荒廢となりて出世なき穀物もみ
なく作るとなりんば漢書平帝紀募徙貧民至徙所賜田宅
什器假與牛犂種食とこれ當り是ハ曠野の地に移り百姓

と仕立(シタテル)の政あらせられとも南地北民と此方ニ従(ウツ)さん
とする時ハ配所ニ寓(ナカサ)るゝやうニ端近なることもあり人氣
の常に陽に向ひ且ハ土を懐(オモ)ふの情自ら薄きゆゑんな
り○諸州にハ山國(ヤマクニ)水國(ミツクニ)の定(カハリ)あり山國ハ此峡間(ヤマアヒ)谷川の
地多く平田も山田なる時ハ旱歳(ヒドシ)にハ十ニ損(オシ)さるとも日あること
まれしく寛なり少し水國ハ迴瀬(セミ)多く平田がちなく日
あたりよきとも洪水溢(アフル)る時ハ多くて民屋を流さり
但地ほ高き處にハ民屋やすらしさうハ一國のうちにハ
山田も村田も互に間廁(イリマジリ)て作る所ハ旱潦(ヒデリオホミヅ)の災あるとも
も一方ハ苦まぬところあり海(ワタ)の神(カミ) 天孫に教まし

まて兄作高田(アゲタヲ)者君可作洿田(クボタヲ)兄作洿田(クボタヲ)者君可作高田(アゲタヲ)為(ス)
然者吾掌(ル)水(ヲ)とのたまひし事ハ高田ハ乾燥の地雨(アメ)に宜
し洿田ハ卑湿の地旱(ヒデリ)に宜し海神水利を識て旱潦の備
を存せり其言豈浅くあらんや 凡火水の性火ハ上に炎上下比ら定まり
叙多流の紆行するハ猶女の頭髪娜(ナヨヤカ)なるか如し大川の斜に
回るも其性なるを直さまに極まりて其流を争ふも淺(アサ)く
新たる跡と新田なしに開(キ)めるこゝあるとも性ハ埒(ラチ)
ゆゑにい付と多く左を潵(ソヽ)し右を衝て或ハ溺(ミ)ス渚(ナギサ)となり
或満(セ)りてなりて再び修営をなすに却て其費(ツヒエ)耐る費か
ふさるにゝあることありて又遠く流る處を派(ナカ)ハ一本に
堤(キ)きすふと要地(エウチユルヘ)なれハ一本に断さる何(イヘ)て得るへし直治
の多流を怒るときハ山陵に壞(カタ)裏(ノボ)も屋壊(カキ)を穿(ウカチ)潦(タヽミ)ちぬと
斜まに流さ又より其勢急駛(ヒトキ)あらむ出し缺を起しよ
れハ近代く魚が渡多ハ柔なるハ常にて押戾かゆ
なに載(ヤセ)する時ハ川直しき淳なく自由にありきに
多し去られに大雨洪水とらう時にあらは人馬もこゝ

か為に灌漑の水張まるより代々いくらとらぬ隄
なし弱女ハ押やすきかゆゑ溺死なふかことし火ハ物
をましめハ物を熟す火の為に焼さるゝとみゆるも女ハ男
より弱き寿命のまゝを殺くしさまるハなきありしものハ之
と押併もして其性に順ふより能なし暁近浪華淀落るに
あるを人あまりよく懸巌を焚燬して水を行ども深浅に土
よるを多くの水を溺きもするよわきもちまれハ漑いゆゑ
されど吾邦ハ輿地南北短く川流の海に入るゝの近
くある經既に要治して然も横暴の患なし西地ハことさき
は黄河を始として巨川濁流に分派海に注ぐものも多く
の災ハ水難よりも恼れあると歴史にみえたり綱鑑○田
宋紀水闘の異を載るからあらき斯邦ハ未タ聞ざるなり
地の水を溝に放つするあと己の田あるとてハ父子兄弟
の分地といへども互に告ずしてあへ一切ゆるさゞれ故
実とまともあり畔放溝埋鏁挿絡亘なと罪科に深くをきし
しより今に至て手法とれをまもとのあし聖人此法ハ萬世

に流るゝをいふ然し然とも六七月の頃炎威地を焦し渠
瀆皆干涸に及てハ農夫昼となく夜となく田畝を走
まはりて己か田に流を引きれを浸なり　按に水を引を俗に㵎といふ
ふ引するに其族あるも言に水覓
むかしハ田に水をまたる所なり手中にを水の績ぬ水に
於てハ夜に乗て窃に他人の畔を毀して己の田へ浸入
なとして以常訴訟に及ふこと毎にあり畿内ハ中ん和
河内ハ葛城山を中央にして國界とす　按に葛城山ハ北男山より始まる志
陵南ハ金剛の衆山より南紀伊に絶其山の水脈ハ一すく
よ山脈連りおほ七千余里とくふ
左右に分走するゆゑに稲田に灌ぐする上流を大和河内よ
り互にあらそひ渟いまんとして夏秋の交歳々争水やむこと

將なし其他の田ゆへ堰埒門除なとのたゝかひ争界の
入組あることの限なし歌にもはしろの名をよしく あるそ
わくんかうくにてそまのせきりられ輟耕録袁介踏災行農
家争水如争珠と作なり扨ぶ古事記に天之水分神國之
水分神あり頃に分ハ分配なり万葉七に三芳野之水分
山とよめるは大和まてとハれ分の大和河内摂津安藝等
の所に水分の神社ありし凡て万にみを施し功を成さむ
る神とつりたまるに此神社しも大和の国に多きハ
大古より争水の事なくさ不在に田水を配分したまふの神
ありしとみえたり此今の用水かかり溝洫係なとにも

の吏とおれし出雲風土記に用水所集とありて用一に
八田の字に作るもさらハ田名を用水といふもしと既に今
まゝ出てふるき事なり東鑑文治四年三月十九日遠江
守義定使者參着於當國所領今下人等引用水之處近隣
熊野山領住民等相支之間起闘亂相互及刃傷云々戰國
策云東周欲為稲西周不下水東周患之蘇子往見西周之
君曰君之謀過矣今不可水所以富東周也今其民皆種麥
無他種矣君若欲害之不若一為下水以病其所種下水東
周必為種稲而復奪之若是則東周之民可令一仰西周而
受命於君矣又晉書云杜預修郡信臣遺跡激用滍淯諸水

以浸稲田萬餘頃分疆刋石使有定分公私同利衆庶頼之
號曰杜父○水の積りといふハ陰陽旱澇を見積りて
時代ろ帝方を按排することなり五六月ころ田に水の
深さ宜敷おれしく二寸許あるハ稲よく実のりあり是
を上田とし此地より中田ハ一段毎に水三寸ありとなし極貧
ある毎にし下田ハ四寸ありと太率とし○旱魃の患和漢
極難とし万葉の歌に雨降ぬ日の連バ樹し田を播し畠
を朝毎に萎枯過と詠し後漢書献帝時三輔大旱帝避正
殿請雨遣使者洗囚徒原輕繫是時穀一斛五十萬豆麥一
斛二十萬人相食啖白骨委積帝使御史侯汶出太倉米豆

為飢人作糜粥經日而死者無數帝疑賑恤有虛乃親於御
座前量試作糜乃知非實使侍中劉艾出讓有司於是尚書
令以下皆詣省閤奏收侯汶考實詔曰未忍致汶於理可杖
五十自是之後多得全濟○新儀式曰若四月以後八月以
前久不降雨必有請雨之事 中略 引神泉之池水灌京南之田
畝炎旱尤甚農業多損或降詔命減除服御常膳之物又免
調庸租税之未納又遣使諸社奉幣祈請就中丹生貴丹二
社別令祈禱或令奉黒毛馬基長の歌に神垣の引駒の毛
乃色見えて雨雲きらへ丹生の川上 卜部兼倶記曰一條天皇正暦二年六
月炎天連日萬物變色詔奉官幣於十九社 又曰八九月間淫雨不霽必有祈霽

之事又於二社今祈禱奉赤毛馬とあり是王世の恒例な
る故に　後醍醐天皇の大御時此里ハ丹生の川上国と
辺しなるハもとより五月雨の室（兼倶記曰村上天皇康保三年閏八月霖雨經月九天覆雲詔奉官幣於十六社）凡隆旱ことに天使を丹生未丹に出して
雨をいのらしめ給ふこと史記にしるしを始め　皇極天
皇元年六月大旱偏禱祠宇終無所效於是八月甲申朔天
皇親幸南淵河上跪拜四方仰天而祈雨即雷鳴大雨遂雨
五日傳潤天下九穀登熟於是天下百姓倶称萬歳曰至德
天皇なと本紀にみえぬ（臣國柱謹按に吾先侯大隅守偶といへる所新居林比時夏の）初より日を経て雨ぬらさるを残り苗代を潤てもあしく浅
新生の焼みかゝなり果むとして民の歎大かたならさる矣翁

かゝる国所大己貴乃神祠（延喜式内）又小須といへる所にも
旱魃の神祠に謁して請雨の縁をあかし一首の歌をよ
ミ奉れ五月雨ハ雲まもりてつゐに本意なく田乃面ゆう
まゐらりにく係て神廣に納られしかは即日より大
雨連々ふり續て雲を霽らぬく封内遂に旱魃の患を免
まぬかれ是より此所の民旱あることに瀚古の歌を唱へ
く祈りに請ふ雨ふらさるはなしとなん剋て義と二
百載一村ハ旱損の餘を免るなの歌は儘ら偶然といふ
へからん歟夫やまと歌ハ紀を動しちとかハ五千至誠
神を感せしむるまをよるへきむかし伊豫の宰岡早と
患ひ三島の神ニ禱りて能因法師に歌よませ奉る天の
河苗代水にせきくたせあま降ります神ならハ神と號
しけれハ大雨俄にふりて禾苗枯もなりにけるといふ
ためしも世の知れる所なり先侯の詠せし歌ハ性情なきや
うなりと何とて冥々の内に感應をなせしやなといふ
論もありなんみされとなのおハさは論しさりし古今の
序にやまと歌ハ人乃心を種として萬の言の葉とそ
なれりけるとあり又はひとの心を綱といひ出しける
まてなは吾　邦の言ハ詞なれは詞のうゑもしきと
以ろとハいふなる醇土乃文字をかれて天地の蒼穎を

以てなるとおのつから差別あるそかうちに人乃まく
と言ふ出んと志言(コト)なくみ吾ハ志言の道なきは言霊(コトダマ)乃
さきもふ言乃葉の花咲ともいふめりなるよ人よお
ほとも外なさもあやしてかざり潤色してはなくしくい
ひなしてんかりかとしハたかふそなし取わ事ていふ
しくの吾れもハ頓くしく直(スナホ)まて後のハ詞ハさく言葉
れらもその古像なまめきありこハ武事のおとろへぬる
なりしますなを出ぬ世の歌てふうちまも玉鉾(ホコ)の道し
ある事霊(コトダマ)の助ふともわきまへ毎くなりておのかちゝろ乃
まさなきまゝにせつゝ詠なかりんみハ歌そハいふ魚
かく次と作るもや世渕うしく歌さくろ若よいつらく
いふし一の歌くそ子とせのさいあゝ人のよ思ひゝる人
さらに乗も月日とせよまさくかはらで花をみぢ紅葉昔
今昔よらのは何名志きもかさき名高く語えゝる蔵
原寧楽(ナラ)なぞのみ盛まりよんと思ひて山かりの様(スガタ)何や
し此名を詠めて年月経ともよむちどこそあまおの
げりかる吾心肝(キモ)よそこのほまとあしさる何ぞいふし一人
のんまく詞雅(ミヤビ)かふいさゝかなる様らはしまちりともね
ぞ高くもかゝをとしきんなくいも思ひよりぬべしうく
て後ふ万のふるき文なとをとえんに始よハ深(フカ)き山と

都て里に出遠き海を渡りて国に到んかぬく世の中て
ふ者ハ物なく事れくいさゝかなるんとも悦としくまうう
けぞ恋らぞ志ひぞきし侍ぞ下総よ物なひてまらうどぢ
ちまほし古の安国の座何ら帝よ上つ大道の神代御代
とも知り明らめても君ハいふかし人の家なるらも知
のごよむ家なるかまかぐ山といみしへの事ハ知ら
ぬと吾見てと久しれなるぬ何処の香具山子のとる
おし一行と其の母旅人の座ぞりせむ野に宿ふり笑吾
子をぐらめ何方の鶴難つ海の伊勢のうゆきの契母
こゝともなるともかゝふる何方の風のさきわ数よわかせの
夫ハ帰らぬらん旅宿より上る時女よ別るとてまれ
ら男とおもつる君やみぐさの身(ミツ)樹(キ)のうへよ詞のだえ
む歌志られてよのこ忘れハくるしれの末摘花の色
み出ぬへし　そのかゝり里ある時ハ何とのすさこよか
さらなぞで恋しおとのとおもてそ志れ　旅名くはしき
いなこの海乃沖つ波ふ事よかく思ぬ大和歯ぬハなと
いとおはうり又曰いみし一つはまれら男ハあけくとく
しきともみとすれハ家も忘りゆきさると古今哥集のこ
ろとなりて八男も女ぶりよよみしり集なとこそうるは
のおちなくなりぬ性かハ女ハらうぐ古今歌集まてなり

なんといふべけれどそはたゞめしくうちつゞる世にまでて人
の心に巧なく言にまかせて詠をわざとせざれ
どもおのがよろしからんにむつかしき事あり古
人の哥なくしてん高くみやびかなるを万葉に於て後に古
今哥集へ下りて学ふづし この理をわすれて代々の人
たゞ歌集に事の本として学ぶからに一人として古今集
歌集に似かよる哥によりし人もすゑぞならべこその古今集
の心をも深くさとれる人なし 抽ハ末より上とみれハ
雲霧をへだてゝ明らかならずそいちはやく高く登りて上を
眺めて末なるをみれば高山より世間を見わたさむおとなく
一円に見ゆべしそのこゝろを下る人上なる人の
心ハ量りがたく上なる人下なる人の心ハ弁へやすきがごとし
よて学ハ上より下をよしとするらや 又古の哥故西洞院
風月の詠をば伝はりしむかし延喜三年卜部兼直伊勢へ
の勅使うけたまはりし節日に雨晴をも祈る為に本宮に
ことをまて祈請し侍りけるに天津風あめの八重雲吹ハ
らへ早あきらけき日のかげみんとよみけれはむま
の時より雨はやみありと新勅撰に載られたるといとめ
でたき事にあらずやかゝる哥の徳をよまれ候へし
されとかく詠ハよからんと神を感ぜしめ和し給へんと志

にあまていひ出さんには得たる詠もあるべきなり
又只清く成るなる赤き心く詠の誠一つなりよくこゝに出来る
事ぞ何ぞに鬼神もあはれと思ひをもたらし給ふべしと
へられし俗説辨に曰夫天神を祭て感ぜしめ或雨を祈れ
は雨降晴を祈れば天日晴ハ此を誠貫金石のたとへあり
也西国にて執事公上使に来りてよく守護宮吏の晴を
祈て晴をいのり或曰祈りとして渠が分で天地人通する
ことかはらん偶晴もあまりと俗にも是一聚の論なり近夫の
識を天心と感ずるなき理気の常なりまれハ一人而感天
地常人凡下の所及にあらずと致中和の人にあらる事なり
今按に宋史に王十朋凡歴四郡所至布上恩恤民隠朔望新
會諸生學宮講經論政僚属間有不善反復告誡俾之自新
民輸租俾自槩量聞者相告宿逋亦願償訟至庭温詞暁以
理義多退聴者人無不繪而祠之去之日老稚攀留涕泣越
境以送之思之如父母饒久旱入境而雨湖積霖入境即霽
凡禱必應誠不獨感人而亦動天地鬼神とそかゝれたり さら
は先儒此哥も國の為世の為に詠の一首よりいひ出されし
しか即するなれなるまして遂に雨をも降らしむるの感應もいち
じるしかりければよてよくに傳へたるし 韓事品彙曰朝
て後遂る事うるさるをさるしとなり

鮮太旱洪水の時止雨請雨國王親ら務事あり鄙野に
ては地頭祭まて必雨を祭ることとなれり又沖縄玉城間
切玉城に玉井といふ霊泉あり國王毎年雨請の事あり
先年沖縄旱の時國王の詠る歌かくて志と民の苦葉乃
られ行なはれとぞきこゆ何まつくの神無派まて大雨
滂沱たり何ゆつくハ海祇まて此あたりに豊見城高嶺
なとに山嶽峙て故城の址多し此所ハ明和年中潮平
親雲上上作の大島へ漂着せし時の語也海祇ハ豊玉彦
也と見えたれ古事記吾掌水といへるハ祈雨の事なれ
宜なる哉といふ事を 和訓栞に出せり其事実なるやなお

に復せよと載たる文徳實錄曰嘉祥三年詔以武藏國奈
良神列為官社先是彼國奏請和銅四年此神社之中忽有
涌泉自然奔出溉田六百餘町民有疫癘而愈人命所繫不
可不崇祀之 按に奈良神社ハ田道の霊社也田道ハ仁
徳天皇五十五年蝦夷を撃し時軍利あらずして
伊寺の水門に戰死ス霊大蛇と化て遂に蝦夷を亡
す今又奈良神水旱疾疫大に民に功徳あり其霊神の赫
著觀るべし但享和辛酉六月陸奥國牡鹿郡蛇田村に田
道公の墳を土中に獲と云をの哉者しきとはここは蛇
田村の名に縁て偽作せしと云ゆ 按姓氏錄曰巨勢男
人皇極御時遣佃葛城長田其地野上溉水難至荒人能
鮮機術始造長械川水灌田天皇大悅賜樋田臣姓
或は官社に列ね或は姓氏を賜ふ皆水利を重せしよりなる故也
かし年日向諸縣郡馬関田郷椰水流といへる村の谷に
移ては湧泉となりしを寛政八年其の根足より忽清

水大に涌出るゆゑ水勢稲田千斛の用をなすを漑ひ益し凡源委なき所に泉の沸出しことはまゝあるもの也地中に循環するなとおもひかたし又古事記に御井神といふをも井掘て民の利を與しけるに御功ありしに因て称奉るよしいへり

玉曆云凡欲穿井處於夜氣清明時置水數盆於其地看何星光最大而明定必有甘泉五雜組云遇深山無泉之處掘井一二丈不得水者可束蘊薰之而窓覆其上火烟不得出必尋泉脉隙處潜通即它山數里外泉皆能引而致之烟通則泉派矣北征錄云尋泉入山遠道及砂磧之處之水者掘一穴容一二石許用濕蓬艾滿中燒之猛火而閉一小穴相通四望之但見烟出之處不論遠近掘之得泉肺也妙哉石山中即近石掘之如山即草木掘之砂磧擇高處掘之此能救急但烟出多水惟深更妙亦但尋煙出處皆有水一食頃烟未出者再開一穴求之無不得泉肺也宜博志之朝鮮師律提綱云營辺無水者以地中葭葦水草之處及地有蟻穴其下必有伏泉可開井取水又尋野獸蹤跡去路不遠有水如遇緊急水隨行者須用羊皮渾脫盛之或大葫蘆亦可是等の一件田土沃灌の用をなさきの事にあらで猶あるにちかし

小集義和書云山は國に立て第一高きものにて君の象なり山乃草木つきて土砂の川谷に落るは上たる人の徳を失ひて下にそむかるゝごとし渭洛つきて夏亡ひ玉ひしもためしなりといへり渭洛のつきたる事しハ水上なる山の草木つきて神氣うすく流水の節になくなりて大雨にはよりて土砂を落し入て川をうつみ路かたく山とくに川ハ源をもとめくるなりかれにいにしへの法條に地をさまふといへとも名山大澤は封せす山澤氣を通し雷氣相助くる事神靈の紀綱あり

又播州備州の海邊に付たる数郡のことハ北の夕立な
神氣及ぶを播州ハ淡路嶋より起る夕立をいへ備州な
小豆嶋より雨来ル京都近江なとハ六七月の旱にも
夕立あるハ湖の沖氣清まさりたるに京までも夕立おさへ
しれバ上北につきて涼山多しその所々高山崇嶺の
さらざれば靈氣わけ淡路嶋のことさら多く来たれ
ハ神氣を残せ草木なきれば神氣もうすし又々付諸國
せんす松山を好ハ本をうつりやまさりぬ是らハ松山ハ多
きゝりてても神氣の聚りけれバなりかくし松山ならは下
草生せる所にまでも出る松にかゝりて涼雨露田畠に入

てハ毒となる也松ハ浦濱なとに桐の木なとも山の雑
木にまじへハなし紳書曰越前松の屋某代にありて國乃
東南にわたる白山より今庄へつゞき涼三里ほどの
所に三十里ほど美濃路へつゞく山ありて木立ちかき山と
いふ所ありなし此山と二万石ほどもありて新ぶんとて百姓
よの所の國ハ見ゆにおのづからの雑木にて既にゆる
さぬまじにして奉行衆よりて沽却れをとりそ
のあとを向へハ崎ハ丹橋川乃水源ハかつて川といひ此
川の出るハ波山より発して多く生ずる雪をうけて水ハ朱
る所ハ川丹橋川あやしく出ずさてみるも新橋まて

わろふなりこれハ北國乃大雪だりといへどもこのほどの
嵩さまで彼へふりつくしハ春になれども山脇乃雪
解て後渺くに解消すせざれバ雪ハかくのごとし然
るに此北木どより拂て山にふり積し雪の一時に解来
らんにハ堤下の人家ことく水の中にまかりて人民溺
るへし然れのことなる沢より流入して田畠
損亡するハいくそくの数かりなかるへし又此山乃
雪深きに解さハそて夏もなかりてされを秋に入て
用水となして旱までも損亡なしこの雪一時に消るお
となるハ害ハ大水冬ハ濁水し水旱なにの損亡一二

ほとを出没して幾万畝の損亡となるへきも恐られなと
いひしおとにそのすやこぬとや閑田耕筆曰近江彦根
の陪臣大菅中養父(やつ)ものの修地を検(けみ)せる時或山家まて
不納をあるにつきて其家の後山に林整茂せるを見付
是を伐穿(きりはらひ)て代(しろ)なさはかく未納にも及ふましきと咎(とが)
む農夫いれこれなくてハあわのふせぎいふふとす
つうれとふ史ハ何の事ぞと問しに雪は停まる
ものせあらハ止ぬものなれハ林をりて防かぎ
れハ家をうちこふ所なりと答へりぬ中養父ハ古義を
好む人なれハはじめて怡ならぬ万葉に ふる雪ハあはな

ますふりを吉隠のおほらの里の堰あつて湛くまとなる
と正しく足まてあまりハふりて溺る家を塞となすりける
られバあまりハふるさとあれとも也けりといへ
里瀬雪ハ水氣ある方よくつもりけれハ蜜雪を充へし
されて流るる水氣ある頃しされハあまりハいふ為
らんと上田耕作ハ秋より聞見録ニ云王荊公好言水利有
小人諂曰決梁山湖八百里水以為田其利大矣荊公喜甚
徐曰策固善決水何地可容劉貢父在坐中曰自其旁別鑿
八百里湖則可容矣荊公笑而止予以為類優旃滑稽漆城
難為蔭室之語故書之万の利を流とのおほむるかくこ

それかられ常往まかりの利口発明を喜て永久と計さ
るハ終まハ損亡の事目あつまりて来ぬ按ま山水此制
いふし通よりまき幾多き家なり弘仁十二年太政官符曰
一應禁制所損水邊山林産業之務非只堰池浸潤之本水
木相生則水邊山林必須欝茂大河之源其山欝然小川之
流其岳童禿知流之細大随山而生夫山出雲雨河潤九
里山童毛盡谿流涸乾五畿内七道諸國山川海江濱野林
原等一切收入公私共之但山岳之體或於國為禮事須蕃
茂勿令伐損中畧大堰之岳専有禁制小川之山不在禁限因
百姓憚遠貪近川上山林任意伐採至有旱年溉之苗焦動

遭損害職此由也望請川谿泉源溝池等縦漑田水邊山林藪澤不問公私悉加禁制並莫伐損令曰凡取水漑田皆従下始依次而用其欲緣渠造碾磑經國郡司公私無妨者聴之即須修治渠墻者先役用水之家とあるを今稲田用水に係ることどもの一二條を標して他日稽査に便する乃枝質とす

土積（ツヽミ） 書紀○即堤坊也三代實錄貞觀十一年勅夫積土築堤尤為避水河決之害甚為難防

田手（トテ） 亦土手と書あり田中の道なり又ハ道なり

堤坊 隄防義同し○正韻築土遏水曰隄壩灞亦堤なり○石堤前漢書溝洫志據堅地作石堤勢必完安經解云以舊坊為無所用而壞之者必有水敗

蕃名デイキ

水ハみづく防ぐとふ語ある地官（チカタヤク）の秘訣ともいふべし其術至（ミナ）しく水の激（イカラ）ぶ流やうにくして宥（ナダ）むるにあり其なるものハ瀧壷（タキツボ）まて其勢を平かにするに術ありて瀧壷まてあまれしくきは其流を北に導きて流へさせ直に東南の方へ向て落（ヒキ）ずるやうに導く要（カン）を堤は流まいるなしにて隄の表に水停（タヽ）滞あと海のごとくなれハ出かくまゆる洪水（オホミツ）も溜りて滞（タヘ）り瀦（タマリ）水（ミツ）かくをこえ小れやうまなせといふいなる隄ハ悉く水の中へ一塊（ハニ）の土よりも堅め色

さるゆゑとく死水のまゝ久しく籠りて唯出水の流衝(ツカレサキ)
の道に當りては必敗(ヤブル)なり○水出て堤を決(キル)ときは潟のごと
く修むへし人の力を積て水性(ミツナリ)をよくして古堤を残すへしと
多寄(キ)ハ此六害を除すてよし水の強弱によりて川下のあと
廣く築垂し○堤修培の時腹(ハラ)付上置(キ)春ハ川表(スヱ)を築る腹(ハラ)付
よくて築垂し 子細は草の根もえ熟 て堤丈夫なれはなり 夏秋ハ堤裏(ウラ)を築垂
し熱して冬築るは土凍ハ夜秋に至り土肥(ヲコエ)草茂り夏
築るハ秋冬に至りて土瘠(ヤセ)て崩安し○堤ハ川表(スヱ)に柳を
う忍垂し何れの木にても上高き堤の為にあらす但柳
ハ多く優垂(シダレ)てよし 細葉柳ハ堤の腹にさし丸葉楊ハ堤 乃根によし根を付て土付に挿ハ土
を固めて堤の崩るゝを防くものぞ万葉に刺楊(ヤナギ)根張とつ
つゞけたるも楊の枝ハ土にさせはいと能根を張て栄れ
ハいつまても人の為ハ実用 あるへきとかくのことし 式曰凡神泉苑廻地十町内令(ニ)
京職栽(ウヱ)柳(ヲ)町別(ニ)七株(ヲ) 又堤の外に荒地あらは櫻杉榿(ハリ)栗の樹を
植てよし洪(オホミツ)水出る時水防となり兼て薪に充(アツ)垂し令(ヘ)営
繕(ニ)式曰凡堤内外并堤上多殖(ニ)楡(ニレ)柳(ヤナギ)雑(クサノキ)樹(ヲ)充(ツ)堤堰(ノ)用(ニ)と是ハ
堤井(ツヽミ)せきの用に設(モウ)くるためなり 駿河風土記(ニ)曰榎田堤 毎歳仲春仲秋之望令(ム)
郡民植(ヘ)柳栗(ヲ)曰柳別(ニ)一千丁(ノ)食(ヘ)充(ツ)國府師家(ニ)其(ノ)食塩(ヲ)
充(ツ)御保(ハ)由居(ノ)蘆崎海戸三年別防河使令(ム)之正(シク)事(ヘ)矣 ○堤に
栄(フシ)つあるには堤ならさるはなし ひらえある籠うに小
口築にも垂し付おにも栄付るいさ栄小口をも絡に
てハそぐい兼口とくに連人ハ栄薪をそぐいとなり○堤

茅端口のあまり斜なるハあし、大形一倍の濶るへ
し天智紀三年於筑紫築大堤貯水名曰水城むかしハ土
を築找城と云へり然巨川なとの水衝ハよく隄決なむ
むる事ハ其地形に随て二重隄を設べし其交找平日ハ
田疇になし置て可出隄を此備なり凡隄を修繕するに
ハ隄足を堅固にすべし隄の裏土を取べからず遠里て
川中の高き土を廣く掘て取べし是を壷掘といへり
○易に千丈之堤以螻蟻之穴潰といへり隄に穴漏ある
ハ速に塞べし凡隄のひより水漏出ることは隄表の下
找木竹なく草茂こと海に刺沁これハ水漏ぬより溜

又隄裏(ウラ)に出る時隄表に茅藤数をおけ漏穴を塞ぐ
べし又右のごとくすれども漏穴知れがたきときは堤上の
馬踏(ムマフミ)を　馬踏ハ堤上のとまり水表の方へよせ箱堀(ハコホリ)にまて
あるひは犬走ともいふ
れハ箱堀とは堤の上と漏所(モレトコロ)知れ易(ヤス)し此時ハ埃灰(コミハヒ)茅葉(カヤクサ)
ちりをもつてせを上より土を以て塞ぐべし又箱堀すても
漏穴知れがたきときは水漏(リ)の上行(ホリ)に土俵沢山に積置
に漏穴潤くなり堤欠溜(カクオチイル)にいたらば上比土出のつくろ
落定る水止るなり○西土宋朝(モロコシ)河決の事度々にして文
彦博か隄岸の決溢ハ天災にあらずして實に人力不至也と
いひしもよくそとありとは分るべし

井𠛬(サセキ) 和名鈔○𠛬ハ壅也凡水に井をもて塞あぐるなし皆水を引取る所なり田井より出る溝なり

為世久 新撰字鏡 井手 万葉集○手ハ道なり

堰埭 和名鈔引唐韻堰埭ハ壅水也字書壅水為埭曰堰

壅堨 字典壅堨以土障水也魏志劉馥治呉塘諸堨以溉稲田

蕃名カアデイキ

令義解曰堰所以畜水而不流者也川を築切りて一方より仕出し川の中ほどを築留めし大川を築切るには流れき所ふく見合せし是を大口合といふ理道要訣云秦以李冰為蜀郡太守造百丈堰灌田数千頃蜀以富饒○川築留めかいく執時ハ土石なとを俵に入させ大口の所へ前方よりまおりけ築留し○川下窪き所ふく押埋みに水枕でふすとのを二尺ほどにつくり川の恰好によりて付ふ留し川の派(エダ)分ある所より十尺或二十尺を下りて岸のごとく水枕ふうしてふと漸くに地高の方へ行ろむ留し地窪の方へ行との低き方へ水強く流しかくれハおのつから窪くなれる上地低き方へ砂を押いみ埋まきたうまくなし

土豚 通鑑魏紀云蔣濟豫作土豚過斷湖水亦作土膝土地以草裹土築城及填水也○容齋四筆云乾道九年秋贛吉連雨暴漲守方多備土囊壅諸城門以杜水入

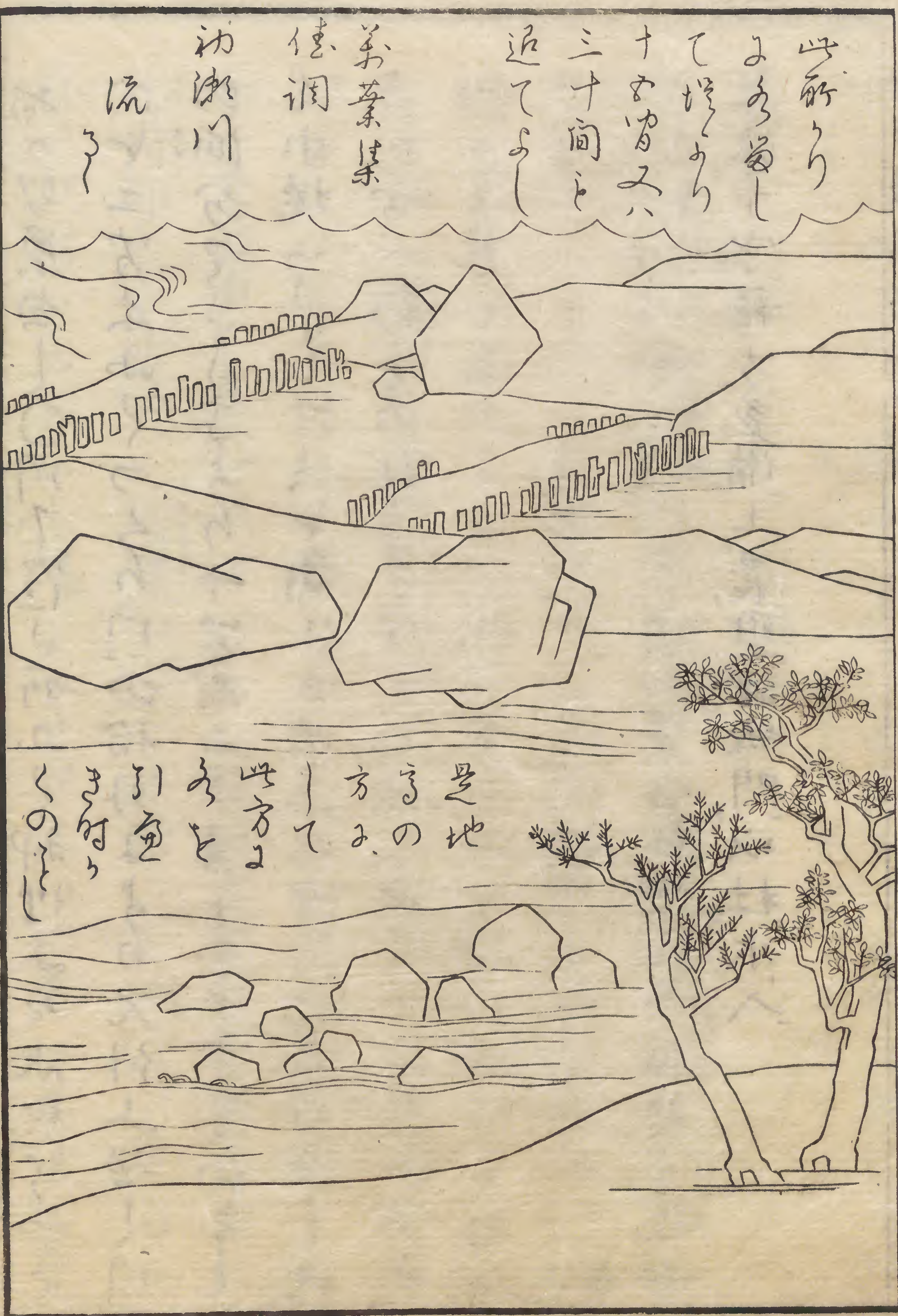
此所より
よく見し
て坂より
十町又六
三十間と
近てよし
萬葉集
佳調
初瀬川
流るゝ
是地
高の
方に、
して
此方に
水を
引通
きれう
くのごとし

水
尾の
瀬と
うや
ゝ
かて
ちえ
あをゝ
村
もの
さや
けき
是地
低方
に大
に台
より
十四
五間
ても
退き
枕添
の寺
し

柵 万葉集○堤ハ土にて為とせき柵ハ木竹にて為とせくなり

柴柵 荘子内支盈于柴柵 字典柴別作寨非是

寨柵 三才圖會 排木障水也

水柵 農政全書

水柵ハ若溪岸稍深田在高處水不能及則於溪上流作柵遏水使之旁出下溉以及田所

蕃名カアイ

東鑑泰衡於阿津賀志山築城壁國見宿與彼山之中間俄構口五丈堀堰入逢隈川流柵○古今集に秋萩をしがらみふせて鳴鹿の目にはみえずて音のさやけき 顕昭曰 鹿の萩を折伏るを称して志がらみと云 柵の字なり

荒籠 古事記作八目荒籠取其河石合鹽而裏其竹葉又如此石之沈云々 八目の荒籠とて石を裹は即今の石籠の衛なり 荒籠とハ目の粗大なるをいふ

石籠 石籠 蛇籠 凡其家に據りて製に就て名も一ならずも

石籠 三才圖會 石籠判竹或用藤蘿或木條編作圏眼大籠長可三二丈其高約四五尺以鐵椿止之就置田頭内貯碗石用擗暴水或相接連延遠至百歩若水勢稍高則壘作重籠亦可遏止如遇隈岸盤曲尤宜周折以禦奔浪併作西流不致衝蕩壊岸農家瀕溪護田多習此法比於起壘堤障甚省功力 亦作圖明成祖永樂十年工部主事蘭芳立治圍之法云

臥牛 石笆 以上同 乍○笆

蕃名ステーンコルフ

籠ハ堤涯にハ居へし水底へハなしがたし 加家ハ出るさきの幅ほどに籠を作り出の上まて石を填弾木 …くみ底へ蔭を水の上に籠立なくは出の中に籠を柱

散木集
せきらせし
さのゝ中川
つらゝゐて
みぐいに
波の
聲絶にけり
石圍
擗杙
亂杙

古今六帖
大ゐ川
きしの
ふるくひ
年ふとも
我忘れんと
おもひけんやは
石籠
出堤

て作りて石を実ことなし籠の如くにハ水楊葭葦類を多
く植付つし根強くなりて土をかゝゆるなり又籠ふて
保がたき所ハ石籠を築きなり名付て石擶と云是製
損松杭まて柵を立一間たいとに丈夫なる杭を打衡木を
貫し或ハ竹まてからミ富くハ小杭を打て内の垣に
ハ大石中にハ細石を実凸に石を積なり生ハ雲に
従ふつし凡名中に用る材ハ朽ぬ杉とつらふ松ハ絶
土に鑿て久に堪て朽ず又左右を離て石籠を結立にハ
大小ともに中にふたみまで上に出して水勢にまさるが
如くし但水大に出さる時流につまて土おまて流き

ふるが本籠畳つて件籠を敷くゆゑ水上に埋籠を設く為
し埋籠ハ水上に本棧をあらこむ深さより二尺許も
深くもりて川底の地形によりて一尺なりとも低くなる也
うに埋しるそ○埋籠の高さ囲を川の広狭によりて作
なり堤川表みくとくるしうまて川裏を敷にいくして
よし○又石籠設ごまり籠の根立ふくまき流にハ籠の
上に木を架してまて上に土を積つしかくすれハ重を
なして籠の根おのれと地に入名を出し時揺ぐぬことの
そ○大川を浚るにハ川上より始め小川石川ハ川末より
浚ゆつし○川中に出洲置洲寄洲等ゆるにハ末海の

左右に枠杙を立のごとく石籠にて仕かけぬれば其水勢に押されて沙泥おのづから洩散りて其杙柱ハ上の石籠の重にて漸々と土に入おと深く立しまて其杙の裏にも復た泥沙溜りて實満出来るハ全して其土沙とともに流れ出し○或曰堰埭の壊ハ筋直に引くを緊要とし小川ハ水の満道たがひて其下へ水淀ミ土滞て益滋り川床高く瀬となりて流を支ゆる事しあれバ小川ハ其流の屈曲ざるやうに流を直に通へしまつれども是ハ塹溝乃細流の事なり○もし大坂川中の事なるに出擬石堤を砌て水勢をして自疾からしめつゝ深淵に備

氷攻氷の策を設なくり元禄中なりて其横堤を悉く除き撤て其路を新開として田穀数千石を得て土民之を利とすることなりけるに其水源大和諸所の水田に多く淤泥を侵て所々に決壊の水田之乃ち石滓没となりて復治も無らざるに至りといふ是元来ハ其勢を疎して泥沙の壅塞なきやう悪しく海へ導くの圖を量り計りとて其水勢の為に毎岸を浸し決潰を患て其出堤を廃するなれば其勢緩くなりて泥沙を洗ひ流すに力なく漸く水上に泥滞て田地を漫溢せしむなり

六帖　為兼
早き瀬乃みなれさゝろとせき留て波乃よるあら宇治乃ゐろ木
出木(ダシギ)
轄(コロバセ)
川除杙(カハヨケクヒ)
出石囲(ダシイシカコヒ)

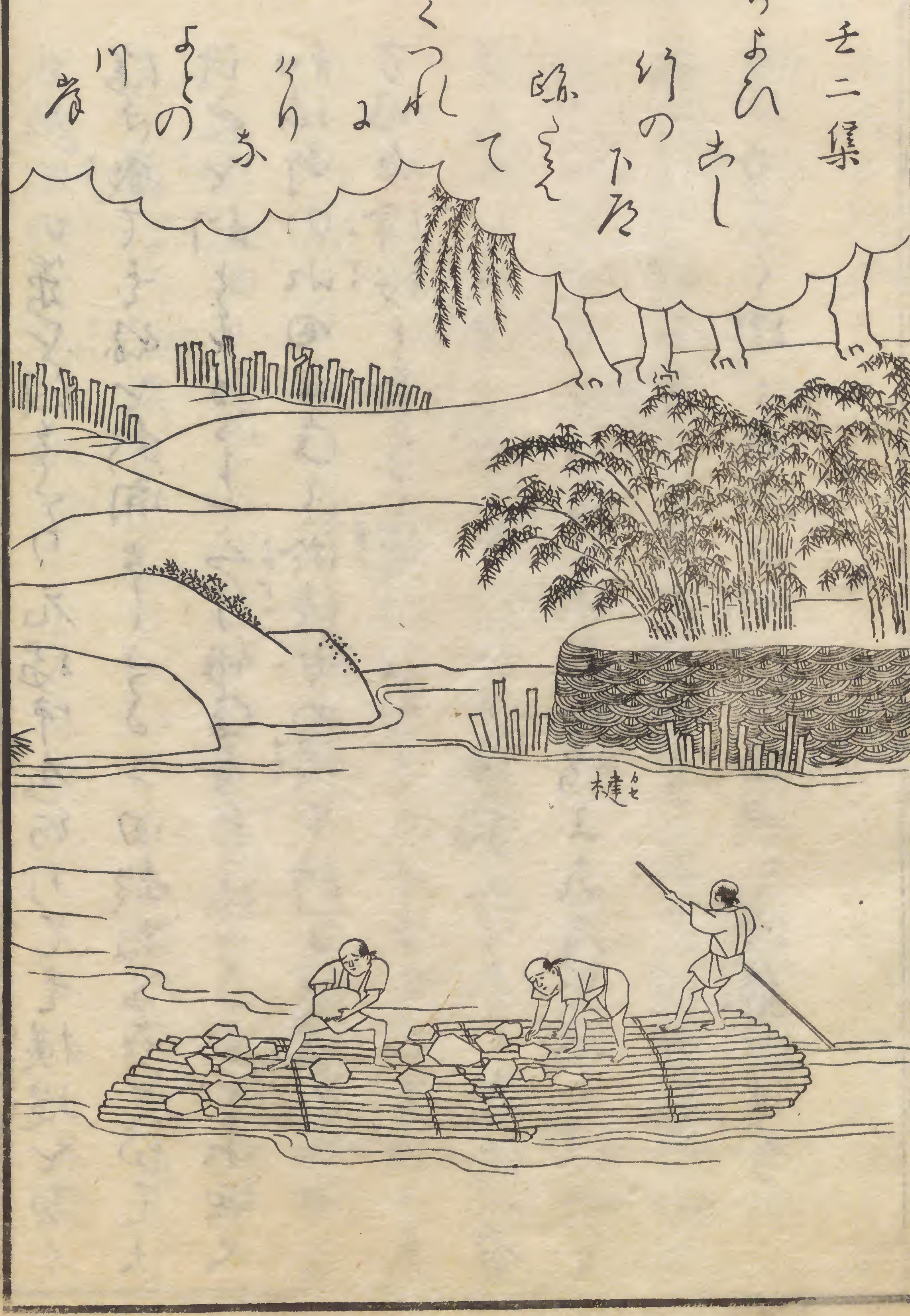
壬二集
つよひあし竹の下ゟ崩えてくつれよそり方よどの川岸
棲(タセ)

堰椵ハ古事記ニ亦真椵とあるい
或ハ久比井ともあり
杭和名鈔○字鏡杙 川堰東鑑
の字を訓めるも
椵杙説文○爾雅橛謂之杙
杙字彙橜竪木杙也
椿椵農政全書樹立
椿椵以抵潮汎
蓄名ヘイパアル
凡椵ニ辨椵 承椵 乱杙 川除椵ゝの製あり 籠杙の
流の一方ニ偏て隄を崩す时 新ハ川
之を用て水勢を殺ぐ為也 出木ハ出木ハ籠杙栽る
ニ積所以輔木転也此云 大木をいふ 玉篇
古呂婆世ぬる者是なり川底へ澤木を多く立て上ニ
籠を栽石を塡ても猶木を起し水ニ入るあり出ハ上流
下流ニ向ては其まゝわし成直く成郡をすゆし又
澤出溜出ありて川の大小まく等あるも凡出ゆは先第

と一反程まで其上ニ藻或は砂を堅めしむるハ竹ニ
て柵を結ひ次の其通ゆるかやうにまとへし 凡杙の根
の石を塡つし杙の間を水勢を殺るハ大小
木をし杙の前を攻むれは流の勢を止むるニ
本を杙操りるし凡杙ハ一ツ間ニ七八本あてよし 川岸の
手木の長短大小ハ其川の浅深巨細ニ応じ
峻しく流ニ向て下ニ捶して出杙にも川表急き所を堤の
上を斜ニまて大志乃杙となるも○岸瀬深く出るなりとさ
きかハ舊散材を筏として其流の上ニ浮め大小の石を
積ミ筏とも其おのれとに沈つて其上ニ石を積立
つし又蔦或ハ筏縄にて結ひて川の中ニさし出其上ニ
石砂を含せ屋敷きなくにあり 延喜式曰凡堀川杭者不

論課不課戸皆令戸頭輸之門與乃出ハ大水いでも時の
労をなし出れもさ向の堤まもゝぬるゝま築水乃為
てあされ不乃往還弱とゝおせよ○凡久しき雨ハ堤
あるの崩るハ上より洗流をまうゝ又る滴出
ほるなりまて竹芭の類を植て土をかゝむるゝまゝる
あるときなられハ築度堤てと梅雨ふりおろまハまう壊
るゝるし

加世 蕃名 𣏐塞
蕃の畧也 田手搦

楗 音健溝洫志作楗註樹竹塞水決之口稍々布插按樹之塞
河渠志武帝自臨下淇園之竹以為楗塞決口註以草塞
其裏乃以土填之也

蕃名ドインヘルム

凡海門等の堤涯氷食吹きなみ破られは竹芭茅越うる影ま宜し古事景行巻曰定淡水門又作坂手池即植竹其堤也とあり竹は樹られし八土かゝえ乃為なれま畿内河功紀曰水至柔而能攻堅凡當其衝者雖鉄石必壊故以力争之者卒不能勝焉竹楗柔輭而押承而制之則水無所施其激搏之暴而自得循軌而行貞享中治大坂河也多下竹篠分插接樹以為楗凡一百八十餘文　本邦未嘗聞有為楗者今始用之とあるゝり然とも　景行の御時以竹植堤しつれと申即楗なり但古文簡にして人ま楗るると

窖之部

水留（ミツタメ）古事記

田中ノ井戸　催馬樂歌○鈔に田中の井戸ハ池を掘て水をためる也其水を田にまかせいふと井戸といふ也

溜井（タメヰ）　水塞（ミツセキ）　由利　閑田耕筆に田乃もとを取ル井手ハ手と訓しと由利と云ゆへハ井に通ひ利

陂塘　農政全書○禮記畜水曰陂　字典築土遏水曰塘
蓄水潦或修築圳堰以備灌溉田畝

水塘　三才圖會即湾池也因地形坳下用之以瀦

蕃名ワアトルコム　亦ヘイフル

溜池よりて溉く所の田を池田といふ駿河風土記池田

神社八所祭事代主命祈雨祭之とあるかきとき云觀るへし正字通俗壅水溉田曰畔田農の諺に一用水一種揚三分禮との三つを欠てハ田地なりかたく又五日乾ハ三割違ひ十日乾ハ五割損と云崇神紀に多開池塘以寛民業是今の溜井の始なり垂仁紀曰令諸國多開池溝數八百以農為事因百姓富饒天下泰平也是等によりては陂塘を當へ流を導きて高仰磽墝の地といへとも野を治て稲田となしめるなり水計に十所の田へ引通しれ千五百坪平均深三寸懸りと見えるに溜井ハ山を堀て堤を築く冬氣寒き所ハ中に井を掘て冬を吹あたゝせて溜

早水乃水勢を助ざれハ水乾て保がたし或曰溜井を仕
立るに埴土と馬糞とを半ばつゝ切交たるを面に塗て乾固
圯坼ものは復塗事を肝要とす凛坼せしてよく保ものなり又曰霖
に入て三ヶ月の内雨ふらざれハ翌年旱まで植付成がたし
しかる時は新しき溜井ハ水保がたし天水場なるハ
かならず溜井をこしらへ置常に修理をなし溜井を深く
水乏き所ハ尤てざる為なりといふべからずして川なくて
五歩十歩の所までも水田となし置べし○凡旱損の所ハ
溜池を堀置ば崩れ易し地燥土なく水を乾て池に水た
まらざる物なれば其場所は堀に杭又ハ柳の木を植て

事は一毎ふとして水おのづから溜るなり又治田の水
掛りなき所は田の常に水たまる處ゆゑ田の中に堀を掘水
を溜池につぎおけしさすれハ田小溜水淀まず塙に便
有り後紀曰許曾部朝臣帯麻呂等言大和國廣瀬郡田疇
多數灌溉之水伏望以公田七町築堤為池同利公私其功
食等並用私物許之○周書地官稲人掌稼下地以瀦畜水
以防止水注以水澤之地種穀瀦畜流水之陂也防瀦旁隄
也

槭書紀○又渠槽の字を訓て注渠槽ハ木庠通水道者是槭
具の梭と同意也按玉篇槭決塘水類篇通陂竇和名鈔引

杜甫
六月青稲多千畦碧泉亂插秧適云已引溜加既灌更僕往方塘決渠當新岸公私各地着浸潤無天旱

壬二集
山さとハ嶺の小田乃苗代にかけ樋れ水はまかせてせきみる

淮南子ニ決塘発瀆

下樋 古事記○万葉集同し私記ニ土ノ下度樋也 按に俗に田

乃樋 新撰字鏡排 乃字を訓り 瓦樋 新六帖 樋の朽ても越る道にふせしかは尾

又は尾樋と瓦竇と同意 相似たれど是は陰溝なり 下閘 尺八 尺八は源氏抄に

云て漢書注にもあり唐逸史に きくはちの笛と 明皇尺八を吹しれとみゆ

瓦竇 農政全書瓦竇泄水器也又名函管以瓦筒両端牙鍔相接置於塘堰之中時於田水須預於塘前堰内畳作石檻以護筒口令於啓閉不然則水湊其處非難於窒塞抑亦衝滲漏不能久穏必立此檻其竇乃成 函筧

銭塘湖石記 陰竇 同上○左傳自其竇入 字典竇水道也

蕃名ドイクル

溜池は天水田に備ふるものにて池の内に尺八と云

尺八には孔七八より十三四まであれ（尺八は形の名なり）よ底水道より通し田へ水をとらしむるなり弾正式に置樋通水とあるも下樋といふ也 攝津風土記山伏下樋而従此樋内通云々 田に水をとる時は上一番の栓を抜去此水を尺八の中より通して田地へ流し漑く夫にて足ざれは第二番目の栓を取るかやうに順々と次第に栓を抜果ては溜池の水を皆放ち尽すなり又尺八の栓を挿置けは雨ふる時は水湛へたくはふる也 唐白居易銭唐湖石記ニ一名上湖周廻三十里北有石函南有筧凡放水漑田毎減一寸可漑十五餘頃毎一復時可漑五

十餘頃是尺八のみなかけひとれ同し又白居易石函ノ記にも文見えたり

懸樋（カケヒ）姓氏録樋の字を訓ミ新出帖にやくれ掛筧の竹乃みうけてさのむうき無の術をもちふなし

通樋（トヒ）　架越（カケコシ）

架槽　三才圖會木架水槽也間有聚落去水既遠各家共力造木為槽遞相嵌接不限高下引水而至如泉源頗高水性趨下則易引也或在窪下則當車水上槽亦可遠達若遇高阜不免避礙或穿鑿而通若遇坳險則置之叉木駕空而過若遇平地則引渠相接又左右可移隣近之家足得借用

連筒　同上○杜甫詩連筒灌小園

梘　類篇通水器亦作筧水筧也集韻以竹通水也

蕃名ワアトル・レイデイング

井樋（ヰビ）和名鈔○樋の字を為比と訓たまと書紀にハ樋と比樋とのミよまれたり今俗ハ樋の字を用ふ一説にハ池樋の義なりと勝間田の池乃いひなと詠め里

樋口

閘門　正字通舊注同牐今按漕艘往來甬石左右如門設版瀦水時啓閉以通舟水容一舟銜尾貫行門曰閘門河曰閘河設閘官司之

斗門　大學衍義補

水閘　三才圖會

蕃名ハルデユール・ハンデ・デイキ

閘ハ備蓄洩之溝とハ田へ水をかけ引もするものゆゑを伏せて浅く伏さ數をあし、其後の地形より深く掘伏下土を平らに梓（ナラ）均し閘を伏（ヰビ）両端を堅（カタメ）実て要合をなし閘のほとりの内の堤のおとくあんもを築てよし是ハ大

水の時閘の戸を閉れバ閘弱くなりやすきゆへの由悪石(イシ)
砌(カキ)を築て閘の戸を立置けバ二重になりて水を防き内より抜入
ざるなり凡用水ハ樋一尺四方にても水ハ百町の田を
養ふといへり王禎稲論ニ云蓄陂塘(ヲ)以瀦(ミヅタメ)之置(ニ)堤閘(ヰヒヲ)以止(ム)之(ヲ)
○落堀(オトシホリ)ハ深き所を堀ほど能く多く人力数用ても上堀さ
らへハみだりに工夫を費やせり少し間数多きも浅き所を見
計に堀浚をなし水よく通りて堀さらへにも工夫を省(ハブ)く
落堀欠堤せざる先一度ん堀てなかし通しおきなば
要ハ気上高下の見積し堀て志かる所をなおさ
要し○悪水落堀ハ川下より堀初て川上を細く河下を広く
堀通し悪水をよく落すを要とす切なり○用水を引く(カリ)数堀
を川上を広く低く川下ほど細く高く堀てよしとせざ
れバ下流よりさかのぼりて水続ぐべし先川上より堀初て用水
を広太の地へ行きとゞかし 堀の坪ハ一坪大抵人足二人くり里の法一坪ハ三十二
落田分は
なりあり

金綱井(カナツナヰ)書紀○今言絞車(クルマキ)井なり太平記稲巻と書るも繙(タグリ)
轆轤(ロクロ)にて上げ挽くものにて井車などいふにおなじく
ハ寺家に鉄索を用ゆるによ
り金綱といひしなり

彈鑵(ハネツルベ)

桔槔 桔亦作撃 荘子桔槔者引之則俯舎之則仰 通俗文ニ機汲水也

番名ヒエツトエムムル

此その用力少而見功多しと称ふ然しても數千畝の田に水を盈さするものは井戸なとより取ては埒あくまならず川渠なとの所は水上に架を構て巨竹を引靡し大桶を釣あけて槽より田に汲かくるによろし

水車 日本後紀

投鑵 和名鈔鑵汲水器豆流閉ニ訓めり即 蔓瓮の属なりといふし開くなり 水汲

水斗 品字箋提水者禮大記木角註角斛水之斗廣韻舁斗舟中渫水器也是今の阿加登利なり

蕃名ウエルプエンムル

たとへ二人相對して長縄便を執て稲田へ擲漑とのるなり

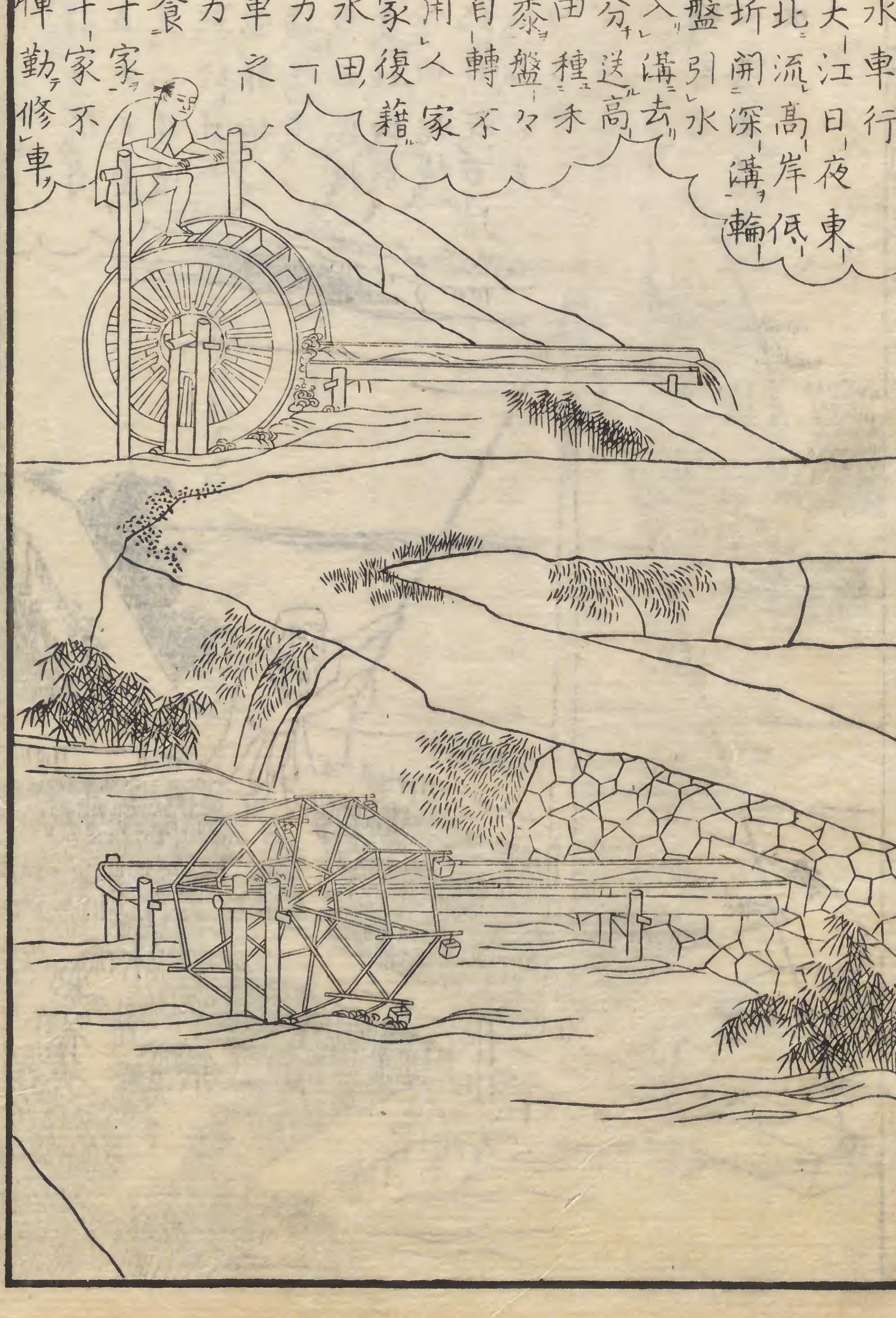
水車行
大江日夜東北流高岸低圻開深溝輪盤引水入溝去分送高田種禾黍盤々自轉不用人家々復藉水田力一車之力食十家十家不憚勤修車

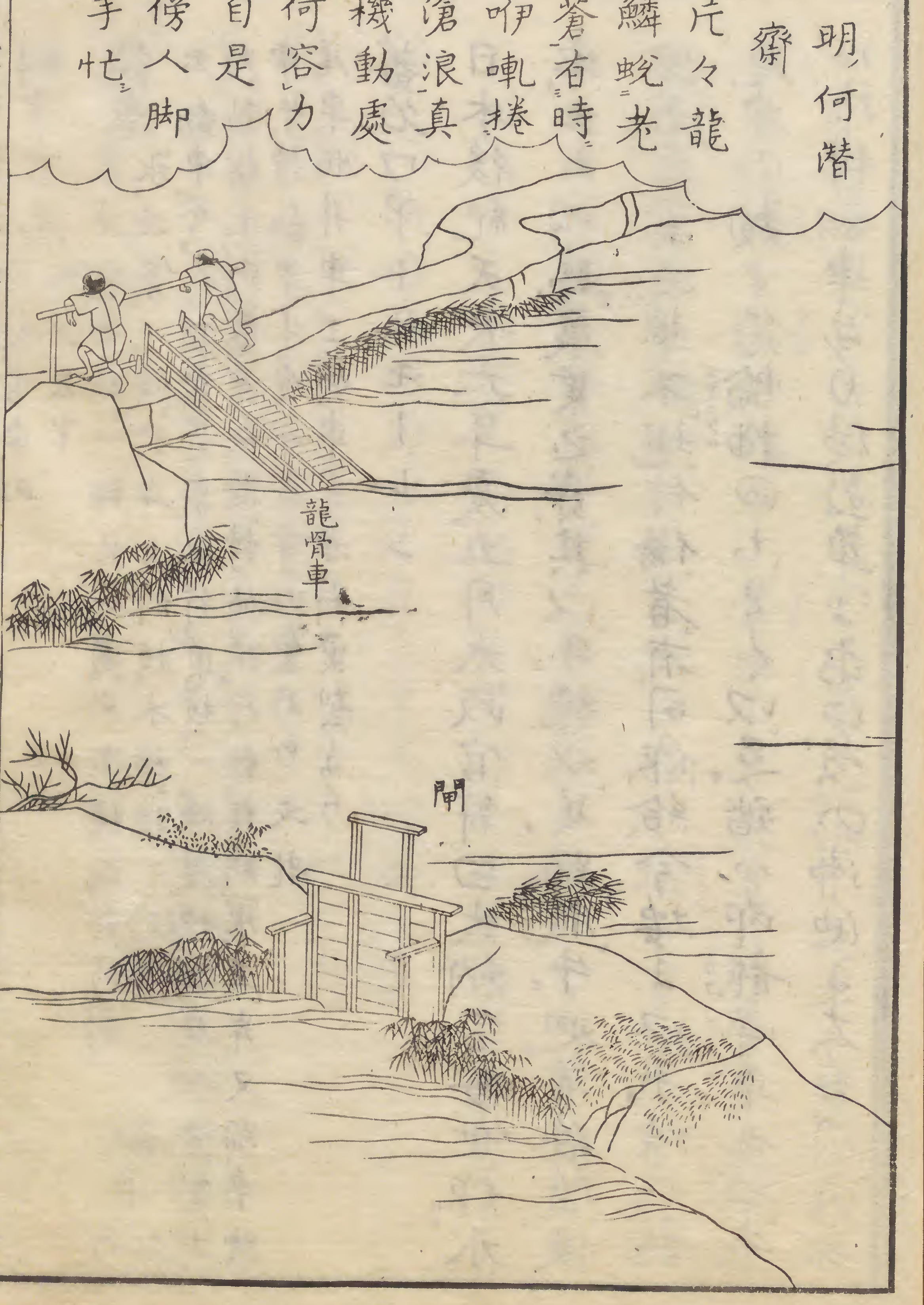
明何潜齋
片々龍鱗蛇老蒼有時呷嗹捲滄浪真機動處何容力自是傍人脚手忙
龍骨車
閘

利宇古志 即龍骨車の約語なり

筒車 三才圖會於一輪之一週水激轉輪衆筒兜水次第下傾於岸上所横木槽謂之天池　翻車 同上

云翻車ハ今人謂龍骨車也行道板一條隨槽濶狭人憑架上踊動拐木則龍骨板隨轉循環行動板刮水上岸又踊車践車牛轉翻車牛曳水車等の製あり又龍尾車恒升車玉衡車を亦斯変製なり

蕃名ワアトルモーレン

日本後紀天長六年夏五月太政官符曰大納言安世作水車云云以為農業之資其以手縛以足踏服牛廻等各隨便宜若有貧乏輩不堪作備者有司作給今按に以手縛ハ龍尾車の類にて輪軸のたぐひ以足踏ハ即龍骨車也服牛ハ牛轉翻車なり徒然草に亀山殿の御池に大井川の水を引やられむとて大井の土民に仰て水車を造られれに許多の銭を給て数日に営出して懸たりけるに大かた轉さりけれハ宇治の里人を召て拵させられけれハ安らかに結てまゐらせたりけるが思ふやうに轉て水を汲入ることめでたかりけり○夫木集なとのあきる宇治の川瀬の水車なとよまれて其は桝にて造

駒乃頭 名物六帖○是車の水汲桶に板をおて水のちらぬやうにもちゐる板の名なり

渇烏 後漢張讓傳作翻車渇烏註渇烏為曲筒以木引水上者也○古雋考畧渇烏受水之器如烏之渇飲也○亦渇烏水龍並同

蕃名

恒升車ハ俗言龍吐水と志うするに其製ハ革或ハ布にて
嚢とこしらへ筒のやうにして幾十尺までも継合せて其
の一端を井泉の底に浸て左右より鞴ふごさせて水
を吸升せ其上の一端をば指す所へ振つけ灌きかく
ゆる事龍尾車等の及ざる所の壁立浴淵の水までも
此器を以てすれハ山にさかのぼらせ又火災にも迸らしむ
つべし其嚢にハ桐油をひしと塗固めて水を洩さずとし
より嚢なれハ屈伸自由に靭へ治へるかゆゑに高遠途
地の用所ともえらむだて水ひきとるに便ありとすべし此
和蘭の製にて蕃名スポイトといへり

恒升車　蕃名數欆以鐸

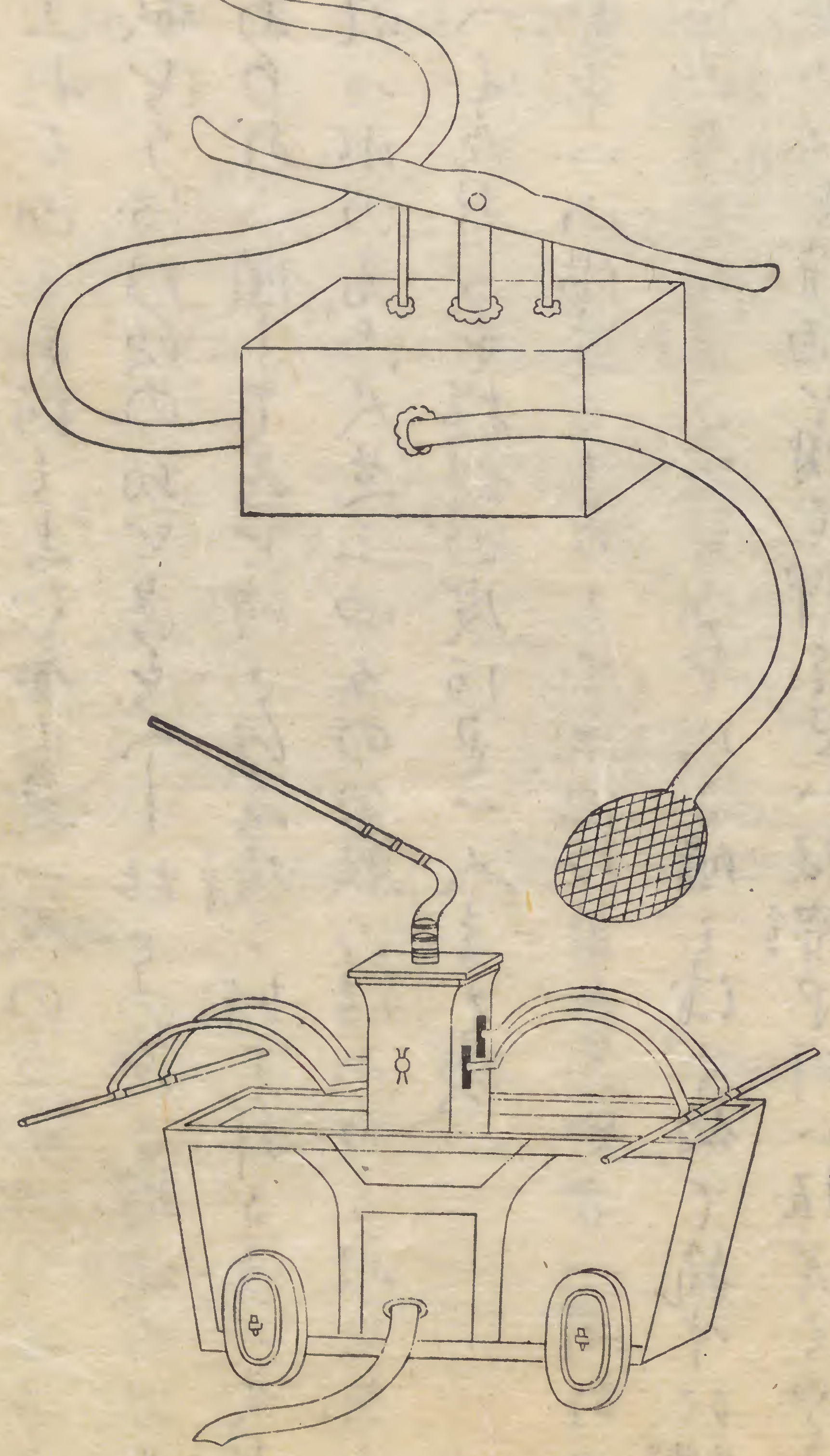

龍尾車ハ河溪より水を引揚るの器なり累接して水を上れバ山までもあぐべし而して是一人の力をもて田二十畝をうるほすほどの功をなすべし其内に螺旋の孔道あり外ハ圍して気を洩さず旋に轉り升る長一丈なれハ水の高さ六尺是三四五の句股の法なりこれを失ふへからず升らせて横斜の度なりと一人まても汲

鼈車ハ山陽道にありて水田に用る器なり方一間許の箱の底を交違に穿るを川に臨ミ浅く置て箱中に蝶鋏の板を箝柄を附て押ときハ板窄り引ハ板開くやうにして水其勢につれて升るなり柄の端に拐あり

東坡

翻々聯々銜尾鴉犖々确々蛻骨蛇分畦翠浪走雲陣刺水綠鍼抽稻芽

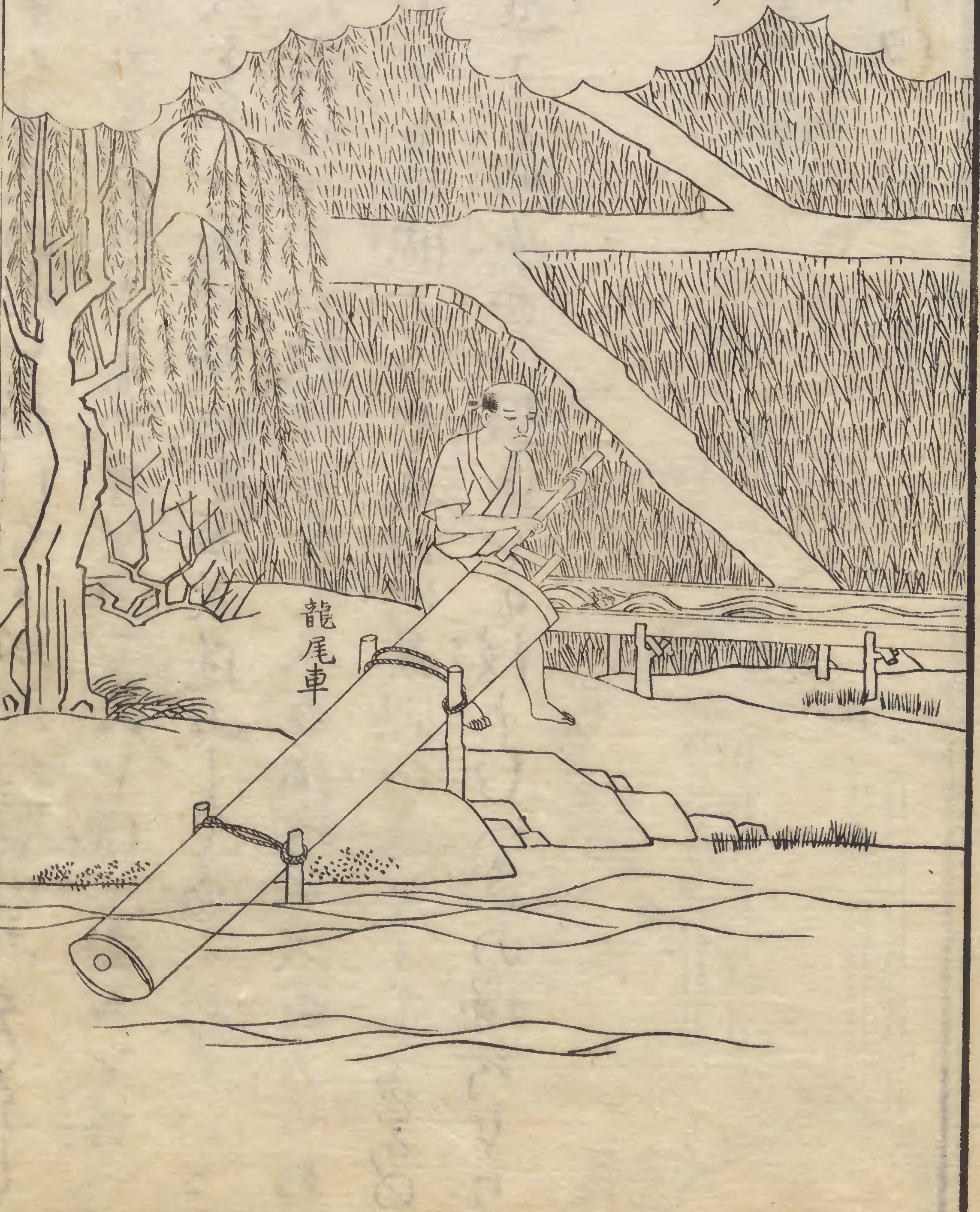

玉衡車も井泉の水を挹(クミ)引くに水弾の製のごとくにして田畝の旱のするに一井をもつて是を灌(ソソグ)も数畝を湿(ウルホス)へし一人をして一器を動せしむ百泉逆上して高に升りいかなる大旱(ヒデリ)ありとも数井を合て人力相代り汲取らハ数町の田とも乾涸(カラサ)ざるや是江河泉澗の水をもつて高処の上に越さしめ屈曲の盤道をも致(ヤラ)しむべきの操巧なり

水碓(ミツウス) 書紀
水車臼

宋耕織圖
娟々月過墻
簌々風吹葉
田家當此時
村春響相答
行聞炊玉香
會見流匙滑

更須水轉輪
地碓勞蹴蹋

金葉集
早き瀬にたゝぬばかりぞ水車
我も浮世にめくるをしれ
よ代志達

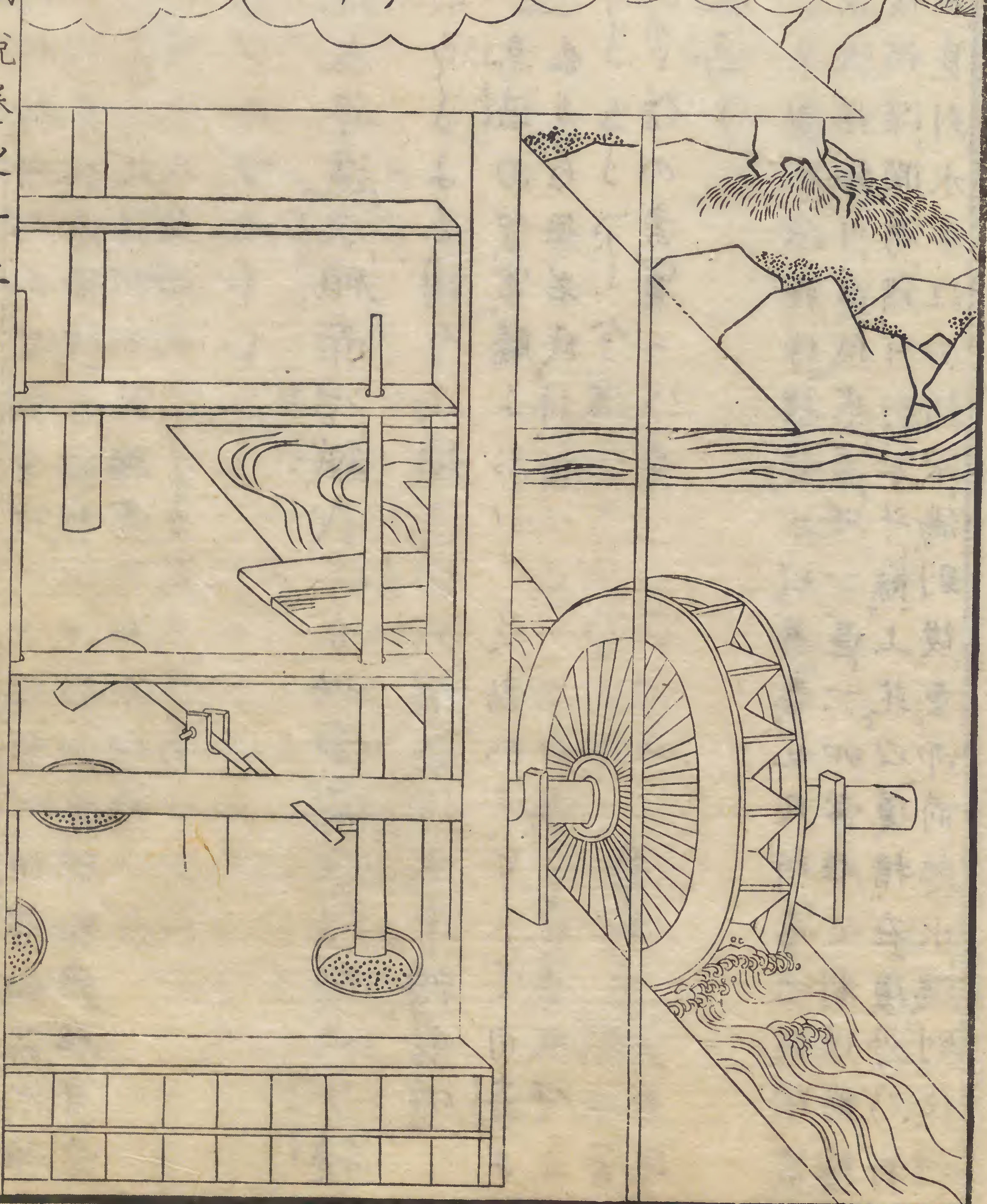

水碓増續韻府○三才圖會機碓水搗器也桓譚新論水碓
曰轓車註今俗依水涯壅上流設水車轉輪與碓身交
激使自舂即其遺制也又轓車水磨水磑水
礱水轉礱也水轉碾也ふとゝもにしり
蕃名スタムプ・モーレン
天智紀九年造水碓而冶鐵式にも此事載られぬ又生鋏
と瀬諌らるゝにも用う山城志曰於堰渠作水車轉磨磑
曾布豆鳥威の曽富騰にいはしは足動かずして向脊に
ゐせしかも無名氏詩野碓無人水自舂とも蓋水碑よ
り出たるべし今備中國曽布豆谷
此者あるは備の玄賓か仮所といひ伝ふ
太郎 水鳴子
曾布豆碓俗言左近
槽碓三才圖會碓梢作槽受水以為舂也凡所居之地間有
泉流梢細可選低處置碓一區一如常碓之制但前頭
減細後梢深闊為槽可貯水斗餘上芘以厦槽在厦外乃自
上流用筧引水下注於槽水滿則後重而前起水瀉則後輕
而前落即為一舂如此晝夜不止可得米
兩斛日省二工以歳月積之知非小利
承澗流為小碓水滿勺碓首仰起就臼
自舂遲速小異功倍杵舂俗謂之勺
勺正字通山居者刻木為勺
蕃名シケツプスタムプル
水臬天智紀十年獻水臬○漢語鈔準繩の字と訓めり
埀準 水臧 水繩
水平通典木槽長二尺四寸兩頭及中間鑿為三池三池各
置浮木上建立齒以水注之三池浮木齊起以目視之高
三齒齊平則為天下準置照版度竿亦以白繩計其平則高
下丈尺分寸可知謂之水平○衍義補疏家謂以水平地於
四角立四柱於四柱以水望其高下即知地之高下
然後平高就下而地乃平殆今世所謂水平也與準繩
孟子○前漢律歷志繩直生準準者所以揆平取正也○槷
音藝又與闑同考工記匠人建國水地置槷以縣疏槷柱也

以縣者欲取柱之景先須柱正欲柱正當以縄
縣而垂於柱之四角四中縄皆附柱則柱正矣
蕃名ワアトルパス

凡平原の地に新に渠澮を疏さんとするときハその地面乃高低をはかるべき時ハ夜中に将に極らんとするの比面の一町或ハ半町毎に篝火を燃し川上川下より之を望み観るに其火光の高低を察て其地面の隆夷を審に知し又川流の淤泥を浚ふ時にも舟の上に篝火を焚て其火光とつらぎあはせて川面の浅深を識ことあり漢溝洫志觀地形令水工準高下河内圖會に誉田八幡宮四季神事の中正月十四日月影を見て曲物に水を入板に月を

ときに年中ハ水計何合とさだむる是祢宜の役なり

水脈津籖　萬葉集に水尺衡石と塡らぬるも恐ハ尺の義訓に
ろしら深木を立置て其の深浅をはかるものなり○又
衡石と書るハ石表を衡樹しよりもちゐんとかくさし
年山紀聞に恐ハ越の誤歟と
あるハ却てくるしかるべし

水尾木　尾或ハ深の字に作る江河湖なとに構ある舟行に便
舒明紀に平水表政とある水表ハ遠方の謂なり
亦深遠と　水橛　水尺
もいへり

水則　西湖志呉越王錢鏐築塘以捍江水置鐵幢三以為水則幢製如杵徑七八寸出土可三尺餘其趾入土不知
若干

蕃名メートパアル

類聚國史難波江始立澪標○雜式曰凡難波津頭海中立澪標若有舊標朽折者捜求抜去らひ學曰水尾津帯ハ万葉遠津淡海ハ佐細江にもよまれと難波津ハ太宰府かよひて往来乃つゞきしあれバいつれも何れどもに名高し○水橛の一製に川中へ大石の柱を建石の内に竿を挿て竿のさきに枝を川ある深さやうにして水の浅深に従て竿其のつかしの口より上に浮出るたけ高下ありて是まで水の出足とするなり水のまし出れハ竿も高く抜出る也自ら其のとの出足をしるべきなり

成形圖說巻之十二終

圖書局文庫

国立公文書館
National Archives of Japan